

青森県報

第三千四百九十五号

平成二十四年
二月一日
(水曜日)

目次

告 示

物品等の競争入札参加資格	……………	(財産管理課)	… 一
青森県医療機能調査の実施	……………	(会計管理課)	… 一
保安林の指定	……………	(医療業務課)	… 七
保安林皆伐許容面積の限度	……………	(林政課)	… 七
海岸保全区域の指定の一部改正	……………	(同)	… 七
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出	……………	(港湾空港課)	… 一〇
公 告	……………	(下北地域 民局)	… 二
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	……………	(会計管理課)	… 二
出先機関	……………	(東青地 民局)	… 二
土地改良区の定款変更の認可	……………	(東青地 民局)	… 二
道路の位置の指定	……………	(中南地 民局)	… 三

告 示

青森県告示第五十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十四年四月一日から平成二十六年九月三十日までの間において、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約(以

下「物品契約」という。)並びに役務の提供を受ける契約(電子計算組織に係るもの、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものに限り。以下「役務契約」という。)(を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。))により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)(、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。))の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、同令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する第六百六十七条の五第二項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)(第四条の規定により公示する。

平成二十四年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 競争入札参加資格

- 1 競争入札参加資格の審査の対象となる者は、県と物品契約及び役務契約を締結することを希望する者であつて、次のいずれにも該当しない者とする。
 - (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者(ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
 - (二) 営業に関し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
 - (三) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号(同施行令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)(に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (四) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)(第二条第二号に規定する暴力団をいう。)(
 - (五) 次に掲げる者に該当する者
 - ア 暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)(
 - イ 役員等(法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人(支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、

事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。（をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、契約の種類に依り、次に掲げる事項について別に定める物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領に基づき、資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の種類及び金額に対応する等級に格付されたものとする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（法人にあつては純資産の部の合計額とし、個人にあつては次年度繰越純資本金額（元入金と事業主貸借の清算の合計）とする。）

イ 決算における生産設備の額（機械装置、車両運搬具、工具・器具及び備品の価格の合計額）

ウ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の特殊な機械の保有及び技術者の雇用の状況並びに現在の受注能力等を勘案して、競争入札に参加させることがある。

三 調達をする物品等又は特定役務の種類

次の表の上欄に掲げる契約により調達する特例政令第二条第二号に規定する物品等又は同条第三号に規定する特定役務の種類は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物品契約	印刷、事務用品、燃料、車両、機械器具、電気通信機器、薬品・理化学機器、その他
役務契約	システム開発、清掃、浄化槽の保守点検、広告・宣伝、引越、世論調査・市場調査、その他

四 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十四年三月一日から同月十日までとする。ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

五 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、次の各号に掲げる契約の区分に従い、それぞれ当該各号に定める所管課に提出しなければならない。

(一) 物品契約に係るもの

- 出納局会計管理課
- (二) 役務契約に係るもの

- ア 電子計算組織に係るもの並びに広告及びイベントに係るもの
- 出納局会計管理課

- イ 建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るもの

- 総務部財産管理課
- ウ 前記ア及びイに係るもの

- (三) 物品契約及び役務契約に係るもの

- 前記(二)に規定する役務契約の区分に従い、それぞれ当該区分に定める所管課
- 2 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書(第一号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (一) 経営規模等総括表(第二号様式)
- (二) 機械器具設備状況一覧表(印刷業の場合に限る。第三号様式)

- (三) 商業登記事項証明書(法人の場合)又は営業証明書(個人の場合)の原本又は写し

- (四) 財務諸表(審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの)
- ア 法人の場合 貸借対照表及び損益計算書

- イ 個人の場合 青色申告決算書等
- (五) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分)

- ア 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税(本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税)

- イ 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税並びに個人事業税
- 許認可証等の写し

- 三に規定する契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

- (七) 障害者雇用状況報告書の写し
- (八) ISO 認証取得登録証の写し

- (九) 役員等一覧表(第四号様式)
- (十) その他知事が必要と認められた書類

- 3 申請書及び2の(四)の財務諸表は、日本語で作成し、2の(五)から(十)の添付書類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

- 4 2の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

- 六 資格審査の結果の通知
- 資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

- 七 競争入札参加資格の格付の有効期間
- 競争入札参加資格の格付の有効期間は、六の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成二十六年九月三十日までとする。

- 八 申請書の記載事項の変更届等
- 資格審査の結果の通知を受けた者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(第五号様式)を提出しなければならない。

- ただし、1から4に係る事項については、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書(個人の場合は営業証明書)の原本又は写し及び役員等一覧表(第四号様式)を添付するものとする。

- 1 商号又は名称

- 2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

- 3 法人にあつては、代表者又は年間委任状の受任者の氏名

- 4 個人にあつては、その者の氏名
- 5 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

- 九 競争入札参加資格の更新手続
- 競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成二十六年六月に予定している同年十月一日以降の期間についての競争入札参加資格、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき、更新手続を行わなければならない。

第1号様式

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約（電子計算組織に係るもの、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び書類を添えて申請します。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

第2号様式

経営規模等総括表

区分	新規	継続	物品	役務
物品の製造・販売・賃貸	番号		審査価格付	審査価格付
分	役務の提供			

商号又は名称		代表者職氏名	
住所又は所在地	〒.....		電話番号	
本申請の担当者	部署名	担当者名	FAX番号	
希望する業務	物品の製造の請負	物品の販売	電話番号	
希望する種	物品の製造の請負	物品の販売	FAX番号	
希望する営業品目等	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)		
主たる業務				

(単位：千円)

平均生産販売額又は販売額	直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	平均生産額(販売額) (①+②) / 2	物品	役務
自己資本額	資本金(元入金)				
生産設備	機械装置	車両運搬具	工具・器具及び備品	計	
職員数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人	計 人	
営業比率	流動資産 () / 流動負債 () × 100 = %				
営業年数	創業日 年月日	現組織変更日 年月日	営業開始期間 年月日	通算年数	
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務 有・無		雇用障害者数		
ISO認証取得	ISO9001、ISO14001 有 () 無 ()				

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

注 大枠の欄は記入しないこと。

青森県告示第六十号

青森県医療機能調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十四年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

青森県内の病院、一般診療所、歯科診療所において有する医療機能について県が実態を把握し、青森県保健医療計画の見直し等、保健医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内全域の病院、一般診療所、歯科診療所。ただし、一般診療所については、特定の者を対象とする医務室（自衛隊、企業、特別養護老人ホーム等に設置された医務室。以下「医務室」という。）を除く。

三 報告を求め事項及びその基準となる期日

1 報告を求め事項は次に掲げる事項とする。

病院については、調査票記入者、基本事項、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、救急医療、災害対応、小児医療、産科医療、在宅医療、感染症対策、リハビリテーション医療、地域医療連携、医療安全体制、電子システム関係、施設設備。ただし、一般診療所の場合は、急性心筋梗塞及び小児医療を除き、施設設備に替えてその他の実施状況とする。

歯科診療所については、調査票記入者、基本事項、手術等実施状況、夜間・休日の救急患者の受け入れ状況、保健事業の実施状況、在宅歯科診療及び障害児者歯科診療の実施状況、歯科設備等、電子システムの整備状況、セカンドオピニオン対応の有無とする。

四 報告を求め者

2 報告を求め基準となる期日は、平成二十四年二月一日（水）とする。

県内全域の病院、一般診療所（医務室を除く。）、歯科診療所とする。

五 報告を求めのために用いる方法

調査票は、病院、一般診療所については青森県医師会、歯科診療所については青

森県歯科医師会から医療施設に郵送し、医療施設の管理者が調査項目により記入し、病院、一般診療所については青森県医師会、歯科診療所については、青森県歯科医師会に郵送により提出する。

六 報告を求め期間

平成二十四年二月一日から同年二月二十九日までとする。

青森県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字沢辺字田茂木平一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六十二号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、

平成二十四年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十四年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 〜蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 〜笹内川	皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水源かん養保安林	保安林種	〃	
一六六・〇〇	一、〇一一・五〇	六四九・九六	六四三・一四	一五六・六八	九八九・四八	一、三〇一・二六	八四五・二六	一、〇二六・〇〇	六八二・六四	五六六・七六	一、一一五・四五	五三二・八五	一、四二二・七二			

下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 〜蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 〜笹内川	土砂流出防備保安林
〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九七・〇一	九〇・七五	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三一八・〇四	一六九・一八	

上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市
"	"	"	"	"	"	"	"	防風保安林	"	"	"	"	"	"	"	"
三三・八二	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	三・二八	一五・九六	二三・九一	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二

上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"
四五・六八	三・二六	二・七四	二・八〇	〇・三八	三〇・九八	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇

八戸市	"	〇・五〇
三戸郡階上町	"	三・五一
三戸郡三戸町	"	九・三一
三戸郡南部町	"	八・六四
津軽地区	保健保安林	一五五・六二
南部地区	"	八六・三八

青森県告示第六十三号

昭和三十八年二月二十八日青森県告示第百三十一号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

二の3の(□)及び(○)を次のように改める。
(一) 指定区域

基点一から基点一七までを順次に直線で結んだ線及び基点一七と補助点一七とを直線で結んだ線並びに補助点一七、補助点一六、補助点一五、補助点一四、補助点一三、補助点一二、補助点一一、補助点一〇、補助点九、補助点八、補助点七、補助点六、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一及び基点一を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 基点及び補助点の表示(角度は磁角とする。以下同じ。)

基点一 東津軽郡平内町大字東滝字間木三番一内地内における鉄道用地境界杭(北緯

四〇度五六分二八秒東経一四〇度五八分三九秒)の地点

基点二 基点一から三四三度三〇分六五・〇メートルの地点

基点三 基点二から三三九度〇〇分一〇二・〇メートルの地点

- 基点四 基点三から六度三〇分一〇〇・〇メートルの地点
- 基点五 基点四から四九度〇〇分四七・〇メートルの地点
- 基点六 基点五から二度〇〇分一三三・〇メートルの地点
- 基点七 基点六から一七度〇〇分一一三・〇メートルの地点
- 基点八 基点七から三〇度三〇分二〇六・〇メートルの地点
- 基点九 基点八から二八度〇〇分八六・〇メートルの地点
- 基点一〇 基点九から二九度〇〇分九七・〇メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から六度三〇分九七・〇メートルの地点
- 基点一二 基点一一から三度三〇分二六・〇メートルの地点
- 基点一三 基点一二から三四四度三〇分一二〇・〇メートルの地点
- 基点一四 基点一三から三三一度三〇分五七・〇メートルの地点
- 基点一五 基点一四から二度〇〇分一九五・〇メートルの地点
- 基点一六 基点一五から二度三〇分二一五・〇メートルの地点
- 基点一七 基点一六から三五二度三〇分三五・〇メートルの地点
- 補助点一 基点一から七九度〇〇分六〇・〇メートルの点
- 補助点二 基点二から六五度〇〇分六〇・〇メートルの点
- 補助点三 基点三から七三度〇〇分六〇・〇メートルの点
- 補助点四 基点四から一二〇度〇〇分六〇・〇メートルの点
- 補助点五 基点五から八四度〇〇分一四〇・〇メートルの点
- 補助点六 基点六から一〇九度三〇分一一五・〇メートルの点
- 補助点七 基点七から一〇度〇〇分一一五・〇メートルの点
- 補助点八 基点八から一〇九度〇〇分一〇〇・〇メートルの点
- 補助点九 基点九から一一四度〇〇分一一〇・〇メートルの点
- 補助点一〇 基点一〇から一〇六度三〇分一一〇・〇メートルの点
- 補助点一一 基点一一から一二四度三〇分一五五・〇メートルの点
- 補助点一二 基点一二から一〇二度〇〇分一四六・〇メートルの点
- 補助点一三 基点一三から四七度〇〇分一七三・〇メートルの点
- 補助点一四 基点一四から七五度〇〇分六〇・〇メートルの点
- 補助点一五 基点一五から九二度〇〇分六〇・〇メートルの点
- 補助点一六 基点一六から九二度三〇分六〇・〇メートルの点
- 補助点一七 基点一七から一〇四度三〇分五〇・〇メートルの点

青森県告示第六十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区名 川内 発起人の住所及び氏名 むつ市川内町川内四一八番地一木下 男 むつ市川内町松川稲沢八番地二橋本 力太郎 むつ市川内町家ノ上六六番地菊池 和彦	期 間 平成二十四年二月一日から同月十五日まで 場 所 川内町漁業協同組合

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

男性警察官用合帽子ほか 総数 四、二六〇点

二 調達方法

物品の購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十三年十二月二十日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社さくら野百貨店青森店
青森市新町一丁目一三の二

七 契約金額

三千五百六十七万三千三百三十五円

八 契約の相手方を決定した手続

物品に要求される性能が満たされていると判断した生地見本等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十三年十一月十四日

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浪岡川土地改良区の定款の変更を平成二十四年一月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年二月一日

東青地域県民局長 北 山 功 三

中南地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、中南地域県民局地域整備部及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年二月一日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

黒石市大字牡丹平字福民西 七四の一九	位 置	七二・七七メートル	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	平成 二四・一・二七	指 定 年 月 日
-----------------------	-----	-----------	-----	----------	-----	---------------	--------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭